

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十二月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

<p>路線名</p>	<p>鴻巣桶川さいたま線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>上尾市愛宕三丁目一七八四番三地先から同市愛宕三丁目一七九四番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和二年十二月十一日</p>
<p>備考</p>	<p>令和二年十二月十一日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一四〇・〇〇メートル</p>